

# 平成22年度の渋川市建設工事等に係る入札・契約制度の改正について

## 1 中間前金払制度の導入

建設工事に必要な資材の調達等に対する事業者の資金需要に適切に対応するため、「渋川市発注工事に係る中間前金払制度に関する取扱要領」を制定し、中間前金払制度を導入しました。

### ・制度の概要

市が発注する建設工事であって一定の要件を満たした場合、工事着手時に支払う当初の前払金（請負代金額の4割以内）に加えて、工事半ばで請負代金額の2割以内を追加して支払う前払金

#### (1) 一定要件

- ア 工期の2分の1を経過していること。
- イ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
- ウ 当該工事において施工済み出来高の経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

#### (2) 対象とする工事

- ア 市発注の建設工事
- イ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証する工事
- ウ 請負代金額が200万円以上かつ予定工期が90日以上工事

制度の詳細については、「渋川市発注工事に係る中間前金払制度に関する取扱要領」によりご確認ください。

## 2 最低制限価格制度の見直し

平成21年4月10日付けで「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」が改正されたことに伴い、適正価格での契約を推進する観点から最低制限価格の設定範囲の見直しを行いました。

現 行	改正後
・ 予定価格の2 / 3 から 8 . 5 / 1 0 の範囲	・ 予定価格の7 / 1 0 から 9 / 1 0 の範囲

## 3 支払遅延に対する遅延利息の率の改正

「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率が改正されました。

現 行	改正後
・ 年3 . 6 パーセント	・ 年3 . 3 パーセント (平成22年4月1日から適用)

## 4 建設工事請負契約書の改正

中間前金払制度導入に伴い、建設工事請負契約書を改正しました。  
(建設工事請負契約約款第34条関係)